

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新	〃
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・ 港湾施設の概要	港 湾 課
・ 分区の指定	〃
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・ 土地改良区の設立の認可	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の解散の認可	〃
・ 都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 公安委員会告示	
・ 警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・ 警備員指導教育責任者講習の実施	〃

告 示

長崎県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院	長崎市銀屋町4番11号	令和5年7月1日

長崎県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
日本調剤樺島薬局	長崎市樺島町6-19	令和5年7月1日

長崎県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
マリン薬局	長崎市浜口町3番16号	令和5年7月1日
いろは薬局	長崎市万屋町6番15号アイキッズビル1階	令和5年7月1日
さわやか薬局	佐世保市もみじが丘町40-37	令和5年7月1日
あおぞら調剤薬局 田中町店	長崎市田中町247	令和5年7月1日

長崎県告示第492号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

巖原町加入区

長崎県告示第493号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
2 農業イノベーション推進室関係									
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 補助率 又は額	補 助 対象者					
1	諫早湾 周辺地 域 カ パーク ロップ 導入促 進事業 費補助	諫早湾干 拓調整池 の流域の 農地から の肥料、 有機物等 の流入を 削減する	補助対象者が調 整池流域の畑地 において、緑肥 作物等（カバー クロープ）の栽 培を行う農家に 対し、その種子 の購入費用を補	10分の 4以内	市				

	金	ことによ り、水質 の改善を 図る。	助する場合の当 該補助に要する 経費		
2	長崎県 環境保 全型農 業直接 支払交 付金	環境保全 効果の高 い営農活 動に取り 組むこと により、 地球温暖 化防止及 び生物多 様性保全 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 県環境保全 型農業直接支 払交付金 知事が別に 定める環境保 全型農業直接 支払交付金の 交付に必要な 経費 (2) 県環境保全 型農業直接支 払等推進交付 金 知事が別に 定める事業の 実施に必要な 経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	市町
3	長崎県 GAP認 証取得 支援事 業費補 助金	農業教育 機関によ るGAPの 認証の取 得、維持・更新 及び環境 負荷低減 の取組を 実施する 農業者団 体による GAPの団 体認証の 取得を支 援する。	農業者等がGAP 認証を取得する ために要する経 費	10分の 10（た だし、 別に定 める補 助金額 の上限 の範囲 内とす る。）	農業者の 組織する 団体（代 表者の定 めがあ り、か つ、組織 及び運営 について の規約の 定めのある 団体に 限る。）、 農業の専 門学科を 有する教 育機関及 びその他 県が支援 の対象と することが 適当と 認める者
4	肥料価 格高騰 緊急対 策事業 費補助 金	県内農業 者の肥料 コスト低 減を図る ため、県 内の堆肥 を活用し た混合肥	県内広域に受益 が及ぶ堆肥ペ レット製造機械 の導入に要する 経費	強い農 業づく り総合 支援交 付金の 交付対 象事業 費の国	農業協同 組合、農 事組合法 人、農事 組合法人 以外の農 地所有適 格法人、

		料の供給体制を整備する取組を支援する。		補助残の2分の1以内	特定農業団体、農業者の組織する団体
5	肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金	肥料価格の高騰に伴う農業経営への影響を緩和するため、肥料コストの低減に取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援するとともに、事業実施主体の事務に係る経費を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 肥料購入費支援 2 事務費支援	1 前年からの肥料価格の上昇分の15パーセント 2 定額（ただし、1農業者につき秋用肥料、春用肥料のそれぞれ1申請当たり2,960円とする。）	農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等
6	地域内資源活用推進事業費補助金	地域内資源を活用する堆肥ペレット製造設備の導入を支援し、耕種農家の肥料コスト低減を図る。	堆肥ペレット製造設備の導入に要する経費	国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金の補助対象事業費の国補助残の10分の3以内	市町等

7	ながさき農林業グリーン化総合対策事業費補助金	国のみどりの食料システム戦略及び県みどり基本計画の達成に向け、化学農薬、化学肥料及び燃油の使用量の低減に資する機器等の導入を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 化学農薬、化学肥料及び燃油の使用量の低減に資する機器等の導入に要する経費	3分の1以内	県みどり計画認定農業者
---	------------------------	---	---	--------	-------------

3 農山村振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略					
12	長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金	農山村集落の維持・発展を目指し、地域ビジネスの拠点につながる取組を支援する。	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画に沿って実施する取組に要する経費 (1) 生産・出荷に関する取組 (2) 販売・流通に関する取組 (3) 地域の活性化に関する取組	定額(ただし、1事業体当たり限度額500千円とする。)	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者及び公社(運営する直売所の直近の売上額が30,000千円以上100,000千円未満の事業実施主体に限る。)

4 団体検査指導室関係 略

5 農業経営課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略					

2 農山村振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略					
12	長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金	農山村集落の維持・発展を目指し、地域ビジネスの拠点につながる取組を支援する。	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画に沿って実施する取組に要する経費 (1) 生産・出荷に関する取組 (2) 販売・流通に関する取組 (3) 地域の活性化に関する取組	定額(ただし、1事業体当たり限度額500千円とする。)	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者及び公社

3 団体検査指導室関係 略

4 農業経営課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略					
15	長崎県経営継	農林業者が新型コ	新型コロナウイルス感染症の影	8分の1以内	国が行う経営継続

						続事業 費補助 金	コロナウ ィルス感 染症の影 響を克服 し、経営 の継続を 図るため の取組 を支援す る。	響を克服するた め、感染拡大防 止対策を行いつ つ販路の回復・ 開拓、生産・販 売方法の確立・ 転換などの経営 継続に向けた取 組に要する経費		補助事業 実施者	
15 略						16 略					
16	長崎県 農地集 積・集 約化総 合整備 事業費 補助金	利用可能 な荒廃農 地の再生 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) 農山漁村振 興交付金（最 適土地利用総 合対策） ア 最適土地 利用推進事 業 イ 最適土地 利用整備事 業	(1) 略 (2)のア 定額 (2)のイ 事業 費の 10分 の 5.5 以内	略	17	長崎県 農地集 積・集 約化総 合整備 事業費 補助金	利用可能 な荒廃農 地の再生 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) 農山漁村振 興交付金（最 適土地利用総 合対策） ア 農地等利 用推進事業 イ 農地等利 用整備事業 ウ 粗放的利 用推進事業 エ 粗放的利 用整備事業 オ 生産性検 証事業	(1) 略 (2)の ア、 ウ、 オ 定額 (2)の イ、 エ 2分 の1 以内 (中 山間 地域 では 100 分の 55以 内)	略
17～24 略						18～25 略					
25	長崎県 農業経 営高度 化支援 事業費 補助金	個人経営 から法人 化した経 営体を支 援すること により、法人 化を促進 し、農業 経営の 発展を図 る。	農業経営者サ ポート事業又は 農業経営・就農 サポート推進事 業による経営診 断を受けて設立 し、かつ雇用環 境の改善に取り 組んだ農業法人 が法人化に要し た経費	略		26	長崎県 農業経 営高度 化支援 事業費 補助金	個人経営 から法人 化した経 営体を支 援すること により、法人 化を促進 し、農業 経営の 発展を図 る。	農業経営者サ ポート事業によ る経営診断を受 けて設立し、か つ雇用環境の改 善に取り組んだ 農業法人が法人 化に要した経費	略	
6 農産園芸課関係						5 農産園芸課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～19 略						1～19 略					
	20	諫早湾 周辺地 域カ パーク	諫早湾干 拓調整池 の流域の 農地から	補助対象者が調 整池流域の畑地 において、緑肥 作物等（カバー	10分の 4以内	市					

		<p>の肥料、 有機物等 の流入を 削減する ことによ り、水質 の改善を 図る。</p>	<p>クロープ) の栽 培を行う農家 に対し、その種子 の購入費用を補 助する場合の当 該補助に要する 経費</p>		
21	<p>長崎県 環境保 全型農 業直接 支払交 付金</p>	<p>環境保全 効果の高 い営農活 動に取り 組むこと により、 地球温暖 化防止や 生物多様 性保全を 図る。</p>	<p>次に掲げる事業 に要する経費 (1) 県環境保全 型農業直接支 払交付金 知事が別に 定める環境保 全型農業直接 支払交付金の 交付に必要な 経費 (2) 県環境保全 型農業直接支 払等推進交付 金 知事が別に 定める事業の 実施に必要な 経費</p>	<p>予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額</p>	<p>市町</p>
22	<p>持続可 能な花 き産地 づくり 事業費 補助金</p>	<p>新型コロ ナウイル ス感染症 拡大の影 響によ り、需要 が減退す る花きに おいて、 産地の維 持及び発 展に向け た取組を 支援す る。</p>	<p>次に掲げる事業 に要する経費 1 持続可能な 花き産地づく り事業 (1) 新たな生 産方式の導 入 (2) 新品目・ 品種への転 換 2 きくの新た な需要創出事 業 (1) 小学校で のアレンジ メント教室 の実施 (2) 生花店で の県産きく のフェアの 実施 (3) 消費拡大 に向けた ポ ッ プ、 リーフレッ ト等の作成</p>	<p>2分の 1以内 た だ し、 10aあ たり25 万円を 上限と する。 定額</p>	<p>地域協議 会 長崎県花 き振興協 議会</p>

20～22 略

23	長崎県 GAP認 証取得 支援事 業費補 助金	農業教育 機関によ るGAPの 認証の取 得及び維 持・更新 及び環境 負荷低減 の取組を 実施する 農業者団 体による GAPの団 体認証の 取得を支 援する。	農業者等がGAP 認証を取得する ために要する経 費	10分の 10（た だし、 別に定 める補 助金額 の上限 の範囲 内とす る。）	農業者の 組織する 団体（代 表者の定 めがあ り、か つ、組織 及び運営 についての 規約のあ る団体に 限る。）、 農業の専 門学科を 有する教 育機関及 びその他 県が支援 の対象と することが 適当と 認める者
24～26 略					
27	肥料価 格高騰 緊急対 策事業 費補助 金	県内農業 者の肥料 コスト低 減を図る ため、県 内の堆肥 を活用し た混合肥 料の供給 体制を整 備する取 組を支援 する。	県内広域に受益 が及ぶ堆肥ペ レット製造機械 の導入に要する 経費	強い農 業づく り総合 支援交 付金の 交付対 象事業 費の国 補助残 の2分 の1以 内	農業協同 組合、農 事組合法 人、農事 組合法人 以外の農 地所有適 格法人、 特定農業 団体、農 業者の組 織する団 体
28	肥料価 格高騰 対策緊 急補填 事業費 補助金	肥料価格 の高騰に 伴う農業 経営への 影響を緩 和するた め、肥料 コストの 低減に取 り組む農 業者に対 し、肥料 コスト上 昇分の一 部を支援 するとと もに、事	次に掲げる事業 に要する経費 1 肥料購入費 支援 2 事務費支援	1 前 年か らの 肥料 価格 の上 昇分 の15 パー セン ト 2 定 額 （た だ	農業協同 組合、農 事組合法 人、農事 組合法人 以外の農 地所有適 格法人、 特定農業 団体、そ の他農業 者の組織 する団 体、民間 事業者、 公益社団 法人、

	<p>業実施主 体の事務 に係る経 費を支援 する。</p> <p>し、 1 農 業者 につ き秋 用肥 料、 春用 肥料 のそ れぞ れ1 申請 あた り 2,960 円と す る。</p> <p>公益財団 法人、一 般社団法 人、一般 財 団 法 人、特定 非営利活 動法人等</p>
<p>23 略</p>	<p>29 略</p> <p>30 <u>ながさ</u> <u>国のみど</u> <u>次に掲げる事業</u> <u>3分の</u> <u>県みどり</u> <u>き農林</u> <u>りの食料</u> <u>に要する経費</u> <u>1以内</u> <u>計画認定</u> <u>業 グ</u> <u>システム</u> <u></u> <u></u> <u>農業者</u> <u>リー</u> <u>戦略及び</u> <u>1 化学農薬、</u> <u></u> <u></u> <u>ン</u> <u>県みどり</u> <u>化学肥料及び</u> <u></u> <u></u> <u>化総合</u> <u>基本計画</u> <u>燃油の使用量</u> <u></u> <u></u> <u>対策事</u> <u>の達成に</u> <u>の低減に資す</u> <u></u> <u></u> <u>業費補</u> <u>向け、化</u> <u>る機器等の導</u> <u></u> <u></u> <u>助金</u> <u>学農薬、</u> <u>入に要する経</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>化学肥料</u> <u>費</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>及び燃油</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>の使用量</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>の低減に</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>資する機</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>器等の導</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>入を支援</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>する。</u> <u></u> <u></u> <u></u></p>
<p>24 <u>長崎県</u> <u>病害の抑</u> <u>次に掲げる事業</u> <u></u> <u></u> <u>持続的</u> <u>制及び需</u> <u>に要する経費</u> <u></u> <u></u> <u>畑作生</u> <u>要に応じ</u> <u>1 ばれいしょ</u> <u>1 市町</u> <u>産体系</u> <u>た生産拡</u> <u>産地モデル育</u> <u>等</u> <u>確立緊</u> <u>大の両</u> <u>成推進事業</u> <u></u> <u>急支援</u> <u>立、種ば</u> <u>(1) 産地モデ</u> <u>1の(1)</u> <u>事業費</u> <u>れいしょ</u> <u>ルの育成</u> <u>定額</u> <u>補助金</u> <u>の供給力</u> <u>(2) 農業機械</u> <u>1の(2)</u> <u></u> <u>の強化、</u> <u>等の導入</u> <u>2分</u> <u></u> <u>労働負担</u> <u></u> <u>の1</u> <u></u> <u>の軽減、</u> <u></u> <u>以内</u> <u></u> <u>新たな需</u> <u>2 ばれいしょ</u> <u>2 2</u> <u>2 農業</u> <u></u> <u>要の拡大</u> <u>保管施設等整</u> <u>分の</u> <u>協同組</u> <u></u> <u>に向けた</u> <u>備事業</u> <u>1以</u> <u>合連合</u> <u></u> <u>取組等を</u> <u></u> <u>内</u> <u>会等</u> <u></u> <u>支援し、</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u>畑作産地</u> <u></u> <u></u> <u></u></p>	

		の持続的 発展の推 進を図 る。			
25	寒波等 農作物 被害か らの生 産回復 等実証 事業費 補助金	令和5年 1月に発 生した強 烈な寒波 による被 災農業者 の農業経 営継続の ため、国 の「寒波 等による 農作物等 の被害か らの早期 の生産回 復・営農 再開に向 けた対策 に係る実 証事業」 を 実 施 し、早期 の営農再 開及び今 後の被害 防止を図 る。	次に掲げる実証 に要する経費 (1) 生産資材の 購入 (2) 追加的に実 施した施肥・ 防除、果実保 護等の取組	(1) 2 分の 1以 内 (2) 10 a当 たり 定額 (野 菜 : 10a当 た り 11,000 円 以 内、果 樹及び ばれい しょ: 10a当 た り 10,000 円 以 内)	農業者の 組織する 団体 農業協同 組合 農業者 農業法人 等

7 農産加工流通課関係 略

8 畜産課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～31 略					
32	飼料価 格高騰 緊急対 策事業 費補助 金	配合飼料 価格安定 制度に加 入する生 産者に対 する生産 者積立金 の一部及 び単体飼 料購入者 の購入費 用の一部 を 支 援 し、畜産 経 営 の 安定を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 配合飼料に 対する支援 配合飼料価 格安定制度 (令和4年 度)の年間契 約数量に対す る生産者積立 金の一部を支 援 (2) 単体飼料等 に対する支援 配合飼料価 格安定制度の 基準価格対象 原料であると	(1) 年 間契 約数 量1 トン 当 た り 200 円 (2) 購 入量 1ト ン当 たり 200	農業協同 組合、県 配合飼料 価格基金 協会等

6 農産加工流通課関係 略

7 畜産課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～31 略				

			うもろこし・ マイロ・大 麦・小麦・大 豆油粕の5原 料を主体とし た単体飼料の 購入費の一部 を支援	円	
33	酪農経営緊急 支援事業費補 助金	飼料価格高騰等により経営が圧迫されている酪農家に対して、経営収支の悪化に伴う廃業に歯止めをかけるため、購入粗飼料費上昇分の一部を緊急的に支援し、酪農経営の安定を図る。	購入粗飼料費上昇分の一部を支援	1頭当たり 2万円	酪農業協同組合等
34	畜産経営緊急 対策事業費補 助金	農業法人等の飼料用米生産に資する機械等の導入を支援し、畜産農家の飼料コスト低減を図る。	飼料用米の生産拡大に向けて、主食用米とのコンタミ（混入）を防ぐための飼料用米専用の生産・乾燥・調製機械等の整備に要する経費	2分の1以内	農業協同組合、農業法人等

9 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～24 略					
25	長崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金	国営および県営土地改良事業により造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電	次に掲げる経費 (1) 令和3年度に対する令和5年度の電気料金増高分であって、土地改良区が負担した電気料金 (2) 略	略	

8 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～24 略					
25	長崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金	国営および県営土地改良事業により造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電	次に掲げる経費 (1) 令和3年度に対する令和4年度の電気料金増高分であって、土地改良区が負担した電気料金 (2) 略	略	

		気料金高騰分を支援する。		
10	諫早湾干拓課関係 略			
11	林政課関係 略			
12	森林整備室関係 略			
13	農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係			
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活力ある農林業産地の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 次代につながる産地生産基盤応援事業 ア～エ 略 オ <u>担い手に引き継がれる産地づくり応援型産地の担い手に対してリース事業を行うための簡易ハウス等の園芸用ハウス整備を支援する。</u> (2) 略	(1)ア～エ 略 オ <u>8分の1以内</u>
2～7 略				
8	長崎県みどりの食料システム戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援する。	次に掲げる取組に要する経費 (1)～(5) 略 (6) <u>有機転換推進事業</u>	略
備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。 (1)～(4) 略 (5) 5の補助金等 <u>農業イノベーション推進室、農山村振興課及び畜産課</u> (6)及び(7) 略 (8) 8の補助金等 <u>農政課、農業イノベーション推進室及び林政課関係</u>				
14	農政課、農山村振興課、農業経営課、農産加工流通			

		気料金高騰分を支援する。		
9	諫早湾干拓課関係 略			
10	林政課関係 略			
11	森林整備室関係 略			
12	農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係			
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活力ある農林業産地の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 次代につながる産地生産基盤応援事業 ア～エ 略 オ <u>担い手に引き継がれる産地づくり応援型産地の担い手に対してリース事業を行うための簡易ハウス等の園芸用ハウス整備を支援する。</u> (2) 略	(1)ア～エ 略 オ <u>8分の1以内</u>
2～7 略				
8	長崎県みどりの食料システム戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援する。	次に掲げる取組に要する経費 (1)～(5) 略	略
備考 別表の12に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。 (1)～(4) 略 (5) 5の補助金等 <u>農山村振興課、農産園芸課及び畜産課</u> (6)及び(7) 略 (8) 8の補助金等 <u>農政課及び林政課関係</u> (9) 9の補助金等 <u>農政課、農産園芸課及び林政課関係</u>				
13	農政課、農山村振興課、農業経営課、農産加工流通			

課、農村整備課、林政課、森林整備室並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通略 15 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通略	課、農村整備課、林政課、森林整備室並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通略 14 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通略
--	--

長崎県告示第494号

長崎県管理港湾厳原港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び対馬振興局建設部管理課に備え置く。

令和5年7月11日

厳原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港湾名	種類		位置	数量及び能力	
	施設名	名称			
厳原港	岸壁	厳原旅客用岸壁	長崎県 対馬市厳原町	構造	浮体式
				延長（取付部除く）	40.0m
				延長（取付部含む）	55.8m
				幅員	10.0m
				計画水深	-7.0m
				対象船舶（種類・船型）	高速船
				対象船舶（隻数）	1隻
				連絡橋（延長）	18.5m
				連絡橋（幅員）	3.0m
				護岸（延長）	108.4m

長崎県告示第495号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく川棚港臨港地区内に次の1のとおり分区を指定した。

なお、その関係図書は、次の2の閲覧場所に備え置いて、閲覧に供する。

令和5年7月11日

川棚港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 分区の指定

- (1) 商港区
東彼杵郡川棚町百津郷、小音琴郷の各一部
- (2) 漁港区
東彼杵郡川棚町白石郷の地先
- (3) 修景厚生港区
東彼杵郡川棚町百津郷の一部

2 閲覧場所

- (1) 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
- (2) 長崎県佐世保市木場田町3番25号
長崎県県北振興局
- (3) 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
川棚町役場

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ深堀
長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆
 - 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
 - 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課
-

土地改良区の設立の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 一野土地改良区

認可年月日 令和5年6月26日

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 国営佐々土地改良区

認可年月日 令和5年6月30日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
川棚都市計画臨港地区（川棚港臨港地区） （川棚町決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第33号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月11日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和5年10月14日（土）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
 - (3) 検定予定人員
15人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和5年7月18日(火)から同月27日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

6 検定手数料

(1) 検定手数料

1万4,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日、検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110内線3185)

長崎県公安委員会告示第34号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講

習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月11日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に掲げる警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

- (1) 新規取得講習
令和5年8月21日（月）から同月25日（金）までの5日間
- (2) 追加取得講習
令和5年8月23日（水）から同月25日（金）までの3日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
30人
- (2) 追加取得講習
10人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和5年7月18日（火）から同月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)の a から e までに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

3万8,000円

イ 追加取得講習

1万4,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2番21-211号

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト